

議案第45号

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「付属設備」を「附属設備」に、「6ヶ月前」を「1年前」に改め、同条第2号中「6ヶ月前」を「6月前」に改める。

第8条中「取消」を「取消し」に改める。

第9条の見出し及び同条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「、条例及びこの規則に定めるもののほか」を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「及び付属設備等をき損又は」を「、附属設備等を毀損し、又は」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「及び第11条」を削り、「及び第11条中」を「の規定中」に改め、同条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条中「もとめに」を「求めに」に改め、同条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

別表を次のように改める。

別表 附属設備及び備品類使用料

区分		単位	使用料
舞台関係	金屏風	1双	1,800円
	大太鼓	1式	1,170円
	毛氈	1枚	200円
	長座布団	1枚	100円
	プログラムスタンド	1本	50円

	指揮者用譜面台	1 式	2 0 0 円
	奏者用譜面台	1 本	5 0 円
	地がすり	1 枚	6 3 0 円
	上敷ござ	1 枚	1 0 0 円
	所作台	1 台	2 0 0 円
	花道用所作台	1 台	2 0 0 円
	反射板	1 式	3 , 5 1 0 円
	松羽目	1 式	1 , 8 0 0 円
	平台	1 台	1 0 0 円
	演壇 (大)	1 式	9 4 0 円
	演壇 (小)	1 式	5 3 0 円
	オーケストラピット	1 式	3 , 6 2 0 円
	ピアノ	1 台	3 , 5 1 0 円
	プロジェクター	1 式	1 , 2 7 0 円
	大ホールスクリーン	1 回	8 3 0 円
	鳥屋囲い	1 式	6 3 0 円
照明関係 (大ホール)	プロセニウムライト	1 列	6 3 0 円
	ボーダーライト	1 列	6 3 0 円
	サスペンションライト	1 列	1 , 1 7 0 円
	アッパーホリゾントライト	1 列	1 , 1 7 0 円
	ロアーホリゾントライト	1 列	7 4 0 円
	トーメンタルライト	1 対	5 3 0 円
	フロントサイドライト	1 対	1 , 7 0 0 円
	シーリングライト	1 列	1 , 7 0 0 円
	フットライト	1 列	3 0 0 円
	花道フットライト	1 式	3 0 0 円
	センターピンスポット	1 台	2 , 3 4 0 円
	スモークマシン	1 台	1 , 0 4 0 円
照明関係 (小ホール)	ボーダーライトA	1 列	2 0 0 円
	ボーダーライトB	1 列	4 0 0 円
	サスペンションライト	1 列	5 3 0 円
	アッパーホリゾントライト	1 列	4 1 0 円
	シーリングライト	1 列	4 1 0 円
照明関係 (大)	スポットライトA	1 台	1 0 0 円

小ホール共通)	スポットライトB	1台	100円
	ピンスポット	1台	1,270円
	エフェクトスポット	1台	530円
	スパイラルマシン	1台	530円
	ディスクマシン	1台	530円
	マルチストロボ	1台	530円
	ミラーボール	1台	530円
	先玉	1個	100円
	ディスクプレート	1枚	100円
	スタンド	1台	50円
	ピーパック	1台	1,800円
音響関係	コンデンサーマイク	1本	200円
	ダイナミックマイク	1本	100円
	マイクエレベーター装置	1本	1,170円
	3点吊りマイク装置	1本	1,170円
	カセットテープレコーダー	1台	530円
	DVDプレーヤー	1台	530円
	CDプレーヤー	1台	530円
	MDプレーヤー	1台	530円
	移動用音響装置	1台	520円
	ワイヤレスマイク	1本	520円
	ポータブルミキサー	1台	1,800円
	ステージモニタースピーカー	1台	530円
	マイクスタンド	1本	100円
	拡声装置(大ホール)	1式	2,340円
拡声装置(小ホール)	1式	1,170円	
その他	展示用パネル	1枚	50円
	持込機器	1KWh	200円
	シャワー	1回	520円
	加湿器	1回	520円

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分1回当たりとする。ただし、展示用パネルについては、1日当たりとする。
- 2 反射板には、サスペンションライト1列を含むものとする。

3 拡声装置には、ダイナミックマイク 1 本及びマイクスタンド 1 本を含むものとする。

別記様式第 1 号から別記様式第 9 号までを次のように改める。

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の申請をします。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

附属設備及び備品類使用料内訳	別紙有・無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 飲食物の提供等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証番号

許可番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用を許可します。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

附属設備及び備品類使用料内訳	別紙有・無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 飲食物の提供等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証番号

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用変更許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の変更を申請します。

変更理由	許可番号
------	------

変更前使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年月日()		~	円	円	円	円	円
年月日()		~	円	円	円	円	円
変更後使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年月日()		~	円	円	円	円	円
年月日()		~	円	円	円	円	円

附属設備及び備品類使用料内訳	別紙有・無		
変更前金額	円	処理	確定金額 円
変更後金額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額			円 領収証番号

許可番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用変更許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用変更を許可します。

変更理由		許可番号	
------	--	------	--

変更前使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
年 月 日()		~	円		円	円	円	円

附属設備及び備品類使用料内訳	別紙有・無		
変更前金額	円	処理	確定金額 円
変更後金額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額			円 領収証番 号

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用取消申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用取消を申請します。

取 消 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 室 冷 暖 房 附 属 設 備 及 び 備 品 類 使 用 料	使 用 料	使 用 料	使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円

合 計 金 額	円	処 理	確 定 金 額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号	還 付 金 額	円

許可番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用取消許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用取消を許可します。

取 消 理 由						許可番号		
使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 料	室 料	冷 暖 房 料	附 属 設 備 及 び 備 品 類 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
合 計 金 額	円	処 理					確 定 金 額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号					還 付 金 額	円

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用料減免申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用目的		許可番号	
免除を受けようとする理由			

使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	附属設備及び備品類使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合計金額	円	減免	円	確定金額	円
備考				領収証番号	

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用料還付申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の還付を申請します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 号 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

受付番号

年 月 日

新庄市民文化会館使用料還付決定通知書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用料の還付について、決定しましたので通知します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の際現にこの規則による改正前の新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年4月1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市民文化会館の附属設備及び備品類の使用料並びに必要な文言の整理について所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則(昭和56年教育委員会規則第6号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第5条 条例第7条の規定により会館を使用しようとする者は、新庄市民文化会館使用許可申請書(別記様式第1号)を次の期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>(1) 大ホール、小ホール、楽屋及び付属設備は使用日の6ヶ月前から10日前まで</p> <p>(2) リハーサル室、練習室及び和室は使用日の6ヶ月前から3日前まで</p> <p>(使用の取消)</p> <p>第8条 使用者は、会館の使用の取消をしようとするときは、新庄市民文化会館使用取消申請書(別記様式第5号)に使用許可書を添えて、すみやかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により取消を許可したときは、新庄市民文化会館使用取消許可書(別記様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>(付属設備及び備品類の使用料)</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第5条 条例第7条の規定により会館を使用しようとする者は、新庄市民文化会館使用許可申請書(別記様式第1号)を次の期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>(1) 大ホール、小ホール、楽屋及び付属設備は使用日の1年前から10日前まで</p> <p>(2) リハーサル室、練習室及び和室は使用日の6月前から3日前まで</p> <p>(使用の取消)</p> <p>第8条 使用者は、会館の使用の取消をしようとするときは、新庄市民文化会館使用取消申請書(別記様式第5号)に使用許可書を添えて、すみやかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により取消を許可したときは、新庄市民文化会館使用取消許可書(別記様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>(付属設備及び備品類の使用料)</p>

現行	改正後（案）
<p>第9条 条例第11条の規定による付属設備及び備品類の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p><u>（冷暖房の使用期間）</u></p> <p>第11条 <u>冷暖房の使用期間は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、教育委員会が必要と認めたときは、使用期間を延長し又は短縮することができる。</u></p> <p>(1) <u>冷房期間 7月1日から8月31日まで</u></p> <p>(2) <u>暖房期間 10月15日から4月15日まで</u></p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第13条（略）</p> <p>（使用者の遵守事項）</p> <p>第14条 使用者（入館者を含む。）は、<u>条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（職員の立入）</p> <p>第15条（略）</p> <p>（破損等の届出）</p> <p>第16条 使用者は、<u>建物及び付属設備等をき損又は滅失し</u></p>	<p>第9条 条例第11条の規定による<u>付属設備及び備品類の使用料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>[削る]</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（使用者の遵守事項）</p> <p>第13条 使用者（入館者を含む。）は_____、<u>次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（職員の立入）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（破損等の届出）</p> <p>第15条 使用者は、<u>建物、付属設備等を毀損し、又は滅失し</u></p>

現行	改正後（案）
<p>たときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。</p> <p>(適用)</p> <p><u>第17条</u> 条例第16条の規定により、指定管理者が会館の管理を行う場合における第3条から第8条まで及び<u>第11条</u>の規定の適用については、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあつては、当該指定管理者の職員)」と、第4条中「新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条まで及び<u>第11条</u>中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(運営審議会)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第21条</u> 審議会は、年1回開催するものとし、教育委員会の<u>もと</u>めに<u>応じ</u>委員長が招集する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>たときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。</p> <p>(適用)</p> <p><u>第16条</u> 条例第16条の規定により、指定管理者が会館の管理を行う場合における第3条から第8条まで<u> </u>の規定の適用については、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあつては、当該指定管理者の職員)」と、第4条中「新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第8条までの規定中<u> </u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(運営審議会)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第20条</u> 審議会は、年1回開催するものとし、教育委員会の<u>求め</u>に<u>応じ</u>委員長が招集する。</p> <p>(庶務)</p>

現行		改正後 (案)	
第22条 (略) (委任)	第21条 (略) (委任)	第22条 (略) (委任)	第21条 (略) (委任)
第23条 (略)	第22条 (略)	第23条 (略)	第22条 (略)
別表	別表	別表	別表
付属設備及び備品類使用料	付属設備及び備品類使用料	付属設備及び備品類使用料	付属設備及び備品類使用料
区分	使用器具	区分	使用料
舞台関係	金屏風	金屏風	1双 1,800円
	大太鼓	大太鼓	1式 1,170円
	毛氈	毛氈	1枚 200円
	長座布団	長座布団	1枚 100円
	プロگرامスタンド	プロگرامスタンド	1本 50円
	指揮者用譜面台	指揮者用譜面台	1式 200円
	奏者用譜面台	奏者用譜面台	1本 50円
	地がすり	地がすり	1枚 630円
	上敷ござ	上敷ござ	1枚 100円
	所作台	所作台	1台 200円
	花道用所作台	花道用所作台	1台 200円
	反射板	反射板	1式 3,510円
	松羽目	松羽目	1式 1,800円
	平台	平台	1台 100円
	演壇(大)	演壇(大)	1式 940円

現行		改正後 (案)	
演壇(大)	(1式) 930円	演壇(小)	1式 530円
演壇(小)	(1式) 520円	オーケストラピット	1式 3,620円
オーケストラピット	(1式) 3,550円	ピアノ	1台 3,510円
ピアノ	(1台) 3,450円	プロジェクター	1式 1,270円
プロジェクター	(1式) 1,250円	大ホールスクリーン	1回 830円
スクリーンA	(1回) 820円	鳥屋囲い	1式 630円
スクリーンB	(1回) 620円	プロセニアムライト	1列 630円
鳥屋囲い	(1式) 620円	ボーダーライト	1列 630円
照明関係 (大ホール)	(1列) 620円	サスペンションライト	1列 1,170円
プロセニアムライト	(1列) 620円	アップアホリゾントライト	1列 1,170円
ボーダーライト	(1列) 620円	ローアホリゾントライト	1列 740円
サスペンションライト	(1列) 1,150円	トーマメンタルライト	1対 530円
アップアホリゾントライト	(1列) 1,150円	フロントサイドライト	1対 1,700円
ローアホリゾントライト	(1列) 730円	シーリングライト	1列 1,700円
トーマメンタルライト	(1対) 520円	フットライト	1列 300円
フロントサイドライト	(1対) 1,670円	花道フットライト	1式 300円
シーリングライト	(1列) 1,670円	センターピンスポット	1台 2,340円
フットライト	(1列) 300円	スモークマシン	1台 1,040円
花道フットライト	(1式) 300円	照明関係 (大ホール)	ボーダーライトA
センターピンスポット	(1台) 2,300円	照明関係 (小ホール)	ボーダーライトB
スモークマシン	(1式) 300円		1列 400円
照明関係 (大ホール)	(1列) 200円		
照明関係 (小ホール)	(1列) 200円		

現行		改正後 (案)	
(小ホール)	ボーダーライトB	(1列) 400円	1列 530円
	サスペンションライト	(1列) 520円	1列 410円
	アップパーホリゾントライト	(1列) 410円	1列 410円
	シーリングライト	(1列) 410円	1台 100円
	スポットライトA	(1台) 100円	1台 100円
	スポットライトB	(1台) 100円	1台 1,270円
	ピンスポット	(1台) 1,250円	1台 530円
	エフェクトスポット	(1台) 520円	1台 530円
	スパイラルマシン	(1台) 520円	1台 530円
	ディスクマシン	(1台) 520円	1台 530円
照明関係 (大小ホール共通)	マルチストロボ	(1台) 520円	1台 530円
	ミラーボール	(1台) 520円	1個 100円
	先玉	(1個) 100円	1枚 100円
	ディスクプレート	(1枚) 100円	1台 50円
	スタンド	(1台) 50円	1台 1,800円
	ピーパック	(1台) 50円	1本 200円
	コンデンサーマイク	(1台) 1,770円	1本 100円
	ダイナミックマイク	(1本) 200円	1本 1,170円
	マイクエレベーター装置	(1本) 100円	1本 1,170円
	三点吊りマイク装置	(1本) 1,150円	1台 530円
音響関係	三点吊りマイク装置	(1本) 1,150円	1台 530円

現行	改正後（案）
<p>する。</p> <p>4 <u>拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びびマイクス</u></p> <p><u>タンド1本を含むものとする。</u></p> <p><u>別記様式第1号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第2号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第3号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第4号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第5号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第6号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第7号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第8号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第9号</u>（略）</p>	<p><u>タンド1本を含むものとする。</u></p> <p><u>別記様式第1号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第2号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第3号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第4号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第5号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第6号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第7号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第8号</u>（略）</p> <p><u>別記様式第9号</u>（略）</p>

議案第 4 6 号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び資料等の整備、利用」を「、資料等の整備及び利用」に改める。

第 7 条中「3ヶ月前」を「3月前」に改める。

第 1 2 条中「第 1 1 条ただし書き」を「第 1 1 条ただし書」に、「全額」を「全部又は一部」に改め、同条第 1 号中「理由のとき」を「理由により、使用することができなくなったとき」に改める。

第 1 3 条を削る。

第 1 4 条第 4 号中「又は金品の寄附、若しくは募金等」を「金品の寄附、募金等」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 5 条を第 1 4 条とする。

別表を次のように改める。

別表 公民館設備等使用料

区分		単位	使用料
萩野地区公民館	移動ステージ	1 台	1 0 0 円
	演台	1 台	2 0 0 円
	司会者演台	1 台	1 0 0 円
	音響装置（マイク含む。）	1 式	1, 1 7 0 円
	展示用パネル	1 枚	5 0 円
	プロジェクター	1 式	1, 2 7 0 円
	スクリーン	1 本	6 3 0 円
八向地区公民館	石油ファンヒーター（大型）	1 台	5 7 0 円
	石油ファンヒーター（小型）	1 台	2 7 0 円

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分 1 回当たりとする。ただし、展示用パネルについては、1 日当たりとする。
- 2 プロジェクターには、スクリーン 1 本を含むものとする。
別記様式第 1 号から別記様式第 6 号までを次のように改める。

別記様式第1号

受付番号

年 月 日

新庄市公民館使用許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の申請をします。

公民館名	公民館	利用人数	人
使用目的			

使用日	室名	使用時間	各使室料	冷使	暖用	房料	設使	備用	等料
年 月 日()		~	円			円			円
年 月 日()		~	円			円			円
年 月 日()		~	円			円			円
年 月 日()		~	円			円			円

使用設備等内訳				
合計金額	円	減免率	減免額	円
確定金額	円	領収証番号		

許可番号

年 月 日

新庄市公民館使用許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用を許可します。

公 民 館 名	公民館	利 用 人 数	人
使 用 目 的			

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 料	冷 暖 房 料	設 備 等 料
年 月 日()		~	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円

使 用 設 備 等 内 訳			
合 計 金 額	円	減 免 率	減 免 額 円
確 定 金 額	円	領 収 証 番 号	

受付番号

年 月 日

新庄市公民館使用変更（取消）許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の変更（取消）を申請します。

公民館名	公民館	許可番号	
変更取消理由			

変更前使用日	室名	使用時間	各使用室料	冷使	暖用	房料	設使	備用	等料
年 月 日()		~	円			円			円
年 月 日()		~	円			円			円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用室料	冷使	暖用	房料	設使	備用	等料
年 月 日()		~	円			円			円
年 月 日()		~	円			円			円

使用設備等内訳						
変更前合計金額	円	減免率	減免額	円	確定金額	円
変更後合計金額	円	減免率	減免額	円	確定金額	円
還付・追加金額	円			領収証番号		

許可番号

年 月 日

新庄市公民館使用変更（取消）許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用変更（取消）を許可します。

公民館名	公民館	許可番号	
変更取消理由			

変更前使用日	室名	使用時間	各使用室料	冷使	暖用	房料	設使	備用	等料
年 月 日()		～	円			円			円
年 月 日()		～	円			円			円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用室料	冷使	暖用	房料	設使	備用	等料
年 月 日()		～	円			円			円
年 月 日()		～	円			円			円

使用設備等内訳								
変更前合計金額	円	減免率	減免額	円	確定金額	円		
変更後合計金額	円	減免率	減免額	円	確定金額	円		
還付・追加金額	円			領収証番号				

受付番号

年 月 日

新庄市公民館使用料減免申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の減免を申請します。

公 民 館 名	公民館	許 可 番 号	
使 用 目 的			
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 室 料	冷 使 暖 用 房 料	設 備 等 料
年 月 日 ()		~	円	円	円
年 月 日 ()		~	円	円	円
年 月 日 ()		~	円	円	円
年 月 日 ()		~	円	円	円

使 用 設 備 等 内 訳			
合 計 金 額	円	減 免 率	減 免 額 円
確 定 金 額	円	領 収 証 番 号	

通知番号

年 月 日

新庄市公民館使用料減免決定通知書

様

新庄市長

次のとおり使用料の減免を決定しましたので、通知します。

公 民 館 名	公民館	許 可 番 号	
使 用 目 的			
減免を受けようとする理由			

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 室 料	冷 使 用 料	暖 使 用 料	設 備 等 料
年 月 日()		~	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円

使用設備等内訳			
合 計 金 額	円	減免率	減 免 額 円
確 定 金 額	円	領収証番号	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市公民館の設備等の使用料並びに必要な文言の整理について所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 公民館において取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 図書及び資料等の整備、利用に関すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第7条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、新庄市公民館使用許可申請書(別記様式第1号)を、使用日の<u>3ヶ月前</u>から3日前までの間に、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第11条ただし書きの規定により、次の各号に該当する場合は、既納の使用料の<u>全額</u>を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責によらない理由のとき</p> <p>_____。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 公民館において取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 図書、<u>資料等の整備及び利用</u>に関すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第7条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、新庄市公民館使用許可申請書(別記様式第1号)を、使用日の<u>3月前</u>から3日前までの間に、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第11条<u>ただし書</u>の規定により、次の各号に該当する場合は、既納の使用料の<u>全部又は一部</u>を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責によらない理由により、<u>使用することができなくなつたとき</u>。</p> <p>(2) (略)</p>

現行	改正後（案）																					
<p><u>（冷暖房の使用期間）</u></p> <p><u>第13条</u> <u>冷暖房の使用期間は、次の各号のとおりとする。</u> <u>ただし、教育委員会が必要と認めるときは、使用期間を変更することができる。</u></p> <p><u>（1） 冷房期間</u> <u>7月1日から8月31日まで</u></p> <p><u>（2） 暖房期間</u> <u>10月15日から4月15日まで</u></p> <p><u>（遵守事項）</u></p> <p><u>第14条</u> <u>使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（1）～（3）（略）</u></p> <p><u>（4） 許可を受けずに物品の販売、又は金品の寄附、若しくは募金等の行為をしないこと。</u></p> <p><u>（5）～（7）（略）</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第15条（略）</u></p> <p><u>別表</u></p> <table border="1" data-bbox="1209 1126 1377 2047"> <thead> <tr> <th>1 公民館設備等使用料</th> <th>使用器具名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>移動ステージ</td> <td>(1台) 100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16mmフィルム映写機</td> <td>(1式) 1,150円</td> </tr> </tbody> </table>	1 公民館設備等使用料	使用器具名	使用料		移動ステージ	(1台) 100円		16mmフィルム映写機	(1式) 1,150円	<p><u>〔削る〕</u></p> <p><u>（遵守事項）</u></p> <p><u>第13条</u> <u>使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（1）～（3）（略）</u></p> <p><u>（4） 許可を受けずに物品の販売、金品の寄附、募金等</u> <u>_____の行為をしないこと。</u></p> <p><u>（5）～（7）（略）</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第14条（略）</u></p> <p><u>別表 公民館設備等使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="1157 188 1377 1108"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>萩野地区公民館</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>民館</td> <td>1台</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>司会者演台</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	萩野地区公民館	1台	100円	民館	1台	200円	司会者演台	1台	100円
1 公民館設備等使用料	使用器具名	使用料																				
	移動ステージ	(1台) 100円																				
	16mmフィルム映写機	(1式) 1,150円																				
区分	単位	使用料																				
萩野地区公民館	1台	100円																				
民館	1台	200円																				
司会者演台	1台	100円																				

現行		改正後（案）			
演台	(1台) 200円	音響装置(マイク含む。)	1式	1,170円	
司会者演台	(1台) 100円	展示用パネル	1枚	50円	
音響装置(マイク含)	(1式) 1,150円	プロジェクター	1式	1,270円	
展示用パネル	(1枚) 50円	スクリーン	1本	630円	
(備考)		八向地区公民館	石油ファンヒーター(大型)	1台	570円
	使用料は、午前・午後・夜間の各1回とする。ただし、 展示用パネルについては、1日当たりとする。	民館	石油ファンヒーター(小型)	1台	270円
	2 公民館冬期暖房料(萩野地区公民館は除く。)	備考			
器具の種類	金額				
気式強制対流型(ブルヒーター型)	(1台) 560円				
強制通気式自然対流型(サンポット型)	(1台) 560円				
芯上下式対流型(エスエル型)	(1台) 270円				
(備考)					
	使用料は、午前・午後・夜間の各1回とする。				
別記様式第1号 (略)					別記様式第1号 (略)
別記様式第2号 (略)					別記様式第2号 (略)
別記様式第3号 (略)					別記様式第3号 (略)
別記様式第4号 (略)					別記様式第4号 (略)
別記様式第5号 (略)					別記様式第5号 (略)
					1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分1回当たりとする。ただし、展示用パネルについては、1日当たりとする。
					2 プロジェクターには、スクリーン1本を含むものとする。

	現行	改正後 (案)
別記様式第6号 (略)		別記様式第6号 (略)

議案第 4 7 号

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「正副 2 部」を削る。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第1号

受付番号

年 月 日

新庄市地域ふれあい交流広場使用申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の申請をします。

使用目的			
使用期間	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分		
使用責任者	氏名	連絡先 電話番号	
使用料	売店、行商、募金その他これらに類する行為	円	円
	(1) 業として写真又は映画を撮影すること (2) 興業を行うこと (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	円	円
	合計金額	円	

許可番号

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

新庄市教育委員会教育長

様式第2号

受付番号

年 月 日

新庄市地域ふれあい交流広場使用変更許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者	
団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用変更を申請をします。

変更理由		許可番号	
変更前使用期間	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分		
変更後使用期間	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分		
使用責任者	氏名	連絡先 電話番号	

変更後使用料	売店、行商、募金その他これらに類する行為	m	日	円
	(1) 業として写真又は映画を撮影すること (2) 興業を行うこと (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	/	日	円
変更前使用料	円	追加金額	円	

許可番号

上記のとおり使用変更を許可します。

年 月 日

新庄市教育委員会教育長

様式第3号

受付番号

年 月 日

新庄市地域ふれあい交流広場使用料減免申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の減免を申請をします。

減 免 理 由		許 可 番 号	
使 用 期 間	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分		
使 用 料	売店、行商、募金その他これらに類する行為	m	日 円
	(1) 業として写真又は映画を撮影すること (2) 興業を行うこと (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	/	日 円
合 計 金 額	円	減免率	確 定 金 額 円

通知番号

上記のとおり使用料の減免を決定しましたので、通知します。

年 月 日

新庄市教育委員会教育長

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案の理由

新庄市地域ふれあい交流広場の使用申請及び使用料減免申請について簡素化を図り所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、新庄市地域ふれあい交流広場使用許可申請書(様式第1号) <u>正副2部</u>を新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第3条第4項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、新庄市地域ふれあい交流広場使用変更許可申請書(様式第2号) <u>正副2部</u>を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の使用料の減免を受けようとする者は、新庄市地域ふれあい交流広場使用料減免申請書(様式第3号) <u>正副2部</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p><u>様式第1号</u> (略)</p> <p><u>様式第2号</u> (略)</p> <p><u>様式第3号</u> (略)</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、新庄市地域ふれあい交流広場使用許可申請書(様式第1号) _____を新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第3条第4項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、新庄市地域ふれあい交流広場使用変更許可申請書(様式第2号) _____を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の使用料の減免を受けようとする者は、新庄市地域ふれあい交流広場使用料減免申請書(様式第3号) _____を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p><u>様式第1号</u> (略)</p> <p><u>様式第2号</u> (略)</p> <p><u>様式第3号</u> (略)</p>

議案第48号

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則について

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年教育
委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「6ヶ月」を「6月」に改め、同条を第8条とし、第11条を
第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「取消そう」
を「取り消そう」に改め、同条第2項中「取消」を「取消し」に改め、同条を
第11条とする。

第14条中「条例第11条の規定による附属設備及び備品類並びに第2条
第5号に規定する活動支援のため設置する備品」を「附属設備及び備品類」に
改め、同条を第12条とする。

第15条中「第12条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第13条
とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条を削る。

第19条第4号中「又は金品の寄付、若しくは募金等」を「金品の寄附、募金
等」に改め、同条を第16条とする。

第20条を第17条とし、第21条を第18条とする。

第22条中「第10条から第13条」を「第8条から第11条」に、「第14
条及び第15条」を「第12条及び第13条」に、「第16条」を「第14条」
に、「第17条」を「第15条」に、「第18条ただし書」を「第16条ただし
書」に、「第20条」を「第18条」に改め、同条を第19条とし、第23条を
第20条とする。

別表を次のように改める。

別表 生涯学習センター設備等使用料

区分	附属設備等	単位	使用料	
市民プラザ	舞台関係	金屏風	1 双	1, 700 円
		反射板	1 式	1, 700 円
		平台	1 枚	200 円
		演台	1 台	940 円
		司会者用演台	1 台	530 円
		ピアノ	1 台	3, 510 円
		電動椅子	1 式	3, 510 円
		照明装置	1 式	3, 510 円
		センターフォロースポットライト	1 台	1, 170 円
		音響関係	拡声装置（大ホール）	1 式
	拡声装置（各室）		1 式	1, 170 円
	拡声装置（移動式）		1 台	1, 050 円
	ワイヤレスマイク		1 本	520 円
	ダイナミックマイク		1 本	100 円
	マイクスタンド		1 本	100 円
	映像関係	スライド映写機	1 式	1, 170 円
		オーバーヘッドプロジェクター	1 式	940 円
		プロジェクター	1 式	1, 270 円
		スクリーン	1 本	630 円
		ビデオテープレコーダー	1 台	630 円
		DVDレコーダー	1 台	630 円
	その他	展示用パネル	1 枚	50 円
		各室ピアノ	1 台	1, 170 円
		移動用スポットライト	1 台	410 円
		持ち込み機器	1 KWh	200 円
	市民プラザ（ふらっと）	コピー機（白黒）	1 枚	10 円
		コピー機（カラーA4判以下）	1 枚	50 円
		コピー機（カラーB4判以上）	1 枚	80 円
		印刷機	製版 1 回	20 円
			100 枚	100 円
大判プリンタ（42cm幅）		1 m	300 円	
大判プリンタ（61cm幅）		1 m	410 円	
大判プリンタ（A2判）	1 枚	300 円		

		大判プリンタ (A1判)	1枚	410円
		インクジェットプリンタ (A4判)	1枚	20円
		インクジェットプリンタ (B4判)	1枚	40円
		製本機 (幅29cm未満)	1冊	20円
		製本機 (幅29cm以上)	1冊	40円
		ラミネーター (A4判)	1枚	30円
		ラミネーター (A3判)	1枚	50円
		ロッカー (横30cm、高さ58cm、奥行55cm)	1台	200円
		ロッカー (横30cm、高さ170cm、奥行55cm)	1台	520円
わくわく 新庄	舞台関係	多目的ホール舞台装置	1式	1,940円
	音響関係	拡声装置	1式	1,170円
		ワイヤレスマイク	1本	520円
		ダイナミックマイク	1本	100円
		マイクスタンド	1本	100円
	映像関係	オーバーヘッドプロジェクター	1式	940円
		プロジェクター	1式	1,270円
		スクリーン	1本	630円
	その他	展示用パネル	1枚	50円

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分1回当たりとする。ただし、展示用パネルについては、1日当たりとする。
- 2 電動椅子の収容人員は、240名を超えてはならない。
- 3 拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びマイクスタンド1本を含むものとする。
- 4 スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、プロジェクターには、スクリーン1本を含むものとする。
- 5 コピー機、大型プリンタ、インクジェットプリンタには、印刷用紙を含み、両面印刷の場合は、片面を1枚とする。
- 6 印刷機の使用料は、100枚単位とし、それに満たない場合は切り上げとする。また、両面印刷の場合は、片面を1枚とする。
- 7 大型プリンタの使用料は、1メートル単位とし、それに満たない場合は

切り上げとする。

8 ロッカーの使用料は、1月当たりとする。

別記様式第1号から別記様式第10号までを次のように改める。

別記様式第1号

受付番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の申請をします。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房料	設備等料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証号

許可番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用を許可します。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各使用料	室温料	冷暖房料	設備等料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証番号

受付番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用変更許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用変更を申請します。

変更理由	許可番号
------	------

変更前使用日	室名	使用時間	各使用料	室温料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用料	室温料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
変更前金額	円	処理	確定金額 円
変更後金額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額	円		領収証番号

許可番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用変更許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用変更を許可します。

変更理由		許可番号	
------	--	------	--

変更前使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
変更前金額	円	処理	確定金額 円
変更後金額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額			円 領収証番号

受付番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用取消を申請します。

取 消 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 室 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合 計 金 額	円	処理	確定金額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号	還付金額	円

許可番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用取消を許可します。

取 消 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 室 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合 計 金 額	円	処理	確定金額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号	還付金額	円

受付番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用料減免申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用目的		許可番号	
免除を受けようとする理由			

使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房料	設備等料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円

合計金額	円	減免	円	確定金額	円
備考			領収証番号		

通知番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用料減免決定通知書

様

新庄市長

次のとおり使用料の減免を決定しましたので、通知します。

使用目的		許可番号	
免除を受けようとする理由			

使用日	室名	使用時間	各室使用料 円	冷暖房使用料 円	設備等使用料 円	加算額 円	計 円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合計金額	円	減免	円	確定金額	円
備考				領収証番号	

受付番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用料還付申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の還付を申請します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 号 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

通知番号

年 月 日

新庄市民プラザ・わくわく新庄使用料還付決定通知書

様

新庄市長

次のとおり使用料の還付について、決定しましたので通知します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 号 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の際現にこの規則による改正前の新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年4月1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市生涯学習センターの設備等の使用料並びに必要な文言の整理について所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則(平成元年教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p><u>第8条及び第9条</u> <u>削除</u> (使用の許可申請)</p> <p><u>第10条</u> 条例第5条第1項の規定に基づく許可申請は、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用許可申請書(別記様式第1号)により、使用開始前<u>6ヶ月</u>から3日までに教育委員会に提出して行なわなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、口頭により申請し、又はこの期間によらないことができる。 (使用の許可) <u>第11条</u> (略) (使用許可の変更) <u>第12条</u> (略) (使用の取消)</p> <p><u>第13条</u> 使用者は、センターの使用を<u>取消そう</u>とするとき は、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消申請書(別記様式第5号)に使用許可書を添えて、すみやかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定により<u>取消</u>を許可したときは、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消許可書(別記様</p>	<p>[削る] (使用の許可申請)</p> <p><u>第8条</u> 条例第5条第1項の規定に基づく許可申請は、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用許可申請書(別記様式第1号)により、使用開始前<u>6月</u>から3日までに教育委員会に提出して行なわなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、口頭により申請し、又はこの期間によらないことができる。 (使用の許可) <u>第9条</u> (略) (使用許可の変更) <u>第10条</u> (略) (使用の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、センターの使用を<u>取り消そう</u>とするとき は、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消申請書(別記様式第5号)に使用許可書を添えて、すみやかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定により<u>取消し</u>を許可したときは、新庄市民プラザ・わくわく新庄使用取消許可書(別記様</p>

現行	改正後（案）
<p>式第6号)を交付する。 (設備等の使用料)</p> <p><u>第14条</u> 条例第11条の規定による付属設備及び備品類並びに第2条第5号に規定する活動支援のため設置する備品(以下「設備等」という。)の使用料は、別表のとおりとする。 (不足使用料等の徴収)</p> <p><u>第15条</u> 使用許可内容の変更等により、既に納付した使用料に不足を生じたときは、<u>第12条第2項</u>の規定による新庄市民プラザ・わくわく新庄使用変更許可書の交付の際に、その不足額を徴収する。 (使用料の減免)</p> <p><u>第16条</u> (略) (使用料の還付)</p> <p><u>第17条</u> (略) (冷暖房の使用期間)</p> <p><u>第18条</u> <u>冷暖房の使用期間は、次の各号のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、使用期間を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>冷房期間</u> 7月1日から8月31日まで</p> <p>(2) <u>暖房期間</u> 10月15日から4月15日まで</p>	<p>式第6号)を交付する。 (設備等の使用料)</p> <p><u>第12条</u> <u>付属設備及び備品類</u> (以下「設備等」という。)の使用料は、別表のとおりとする。 (不足使用料等の徴収)</p> <p><u>第13条</u> 使用許可内容の変更等により、既に納付した使用料に不足を生じたときは、<u>第10条第2項</u>の規定による新庄市民プラザ・わくわく新庄使用変更許可書の交付の際に、その不足額を徴収する。 (使用料の減免)</p> <p><u>第14条</u> (略) (使用料の還付)</p> <p><u>第15条</u> (略) 〔削る〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(遵守事項)</p> <p><u>第19条</u> 使用者及び入館者は、センターの構内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 許可を受けずに物品の販売、又は<u>金品の寄付</u>、若しくは<u>募金等</u>の行為をしないこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(職員の立入)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(破損等の届出)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>第22条</u> 条例第18条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあっては、当該指定管理者の職員)」と、<u>第10条から第13条</u>までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第14条及び第15条</u>中「使用料」とあるのは「利用料金」と、<u>第16条</u>中「使用料」とあるのは「利用料金の」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第17条</u>の見出し及び同条第1項中「使用料」とある</p>	<p>(遵守事項)</p> <p><u>第16条</u> 使用者及び入館者は、センターの構内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 許可を受けずに物品の販売、<u>金品の寄附</u>、<u>募金等</u>の行為をしないこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(職員の立入)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(破損等の届出)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p><u>第19条</u> 条例第18条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあっては、当該指定管理者の職員)」と、<u>第8条から第11条</u>までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第12条及び第13条</u>中「使用料」とあるのは「利用料金」と、<u>第14条</u>中「使用料」とあるのは「利用料金の」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第15条</u>の見出し及び同条第1項中「使用料」とある</p>

現行

のは「利用料金」と、同条第2項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「教育委員会を經由して市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第20条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあつては、当該指定管理者の職員)」と、前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。この場合において、関係する様式について当該読替えを準用する。

(委任)

第23条 (略)

別表

新庄市生涯学習センター設備等使用料

区分	使用器具	使用料
新庄市 民プ ザ	舞台 関係 金屏風	(1双) 1,670円
	反射板	(1式) 1,670円
ザ	平台	(1枚) 200円
	演台	(1台) 930円
	司会者用演台	(1台) 520円
	ピアノ	(1台) 3,450円

改正後 (案)

のは「利用料金」と、同条第2項中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「教育委員会を經由して市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にあつては、当該指定管理者の職員)」と、前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。この場合において、関係する様式について当該読替えを準用する。

(委任)

第20条 (略)

別表 生涯学習センター設備等使用料

区分	附属設備等	単位	使用料
市民 プ ザ	舞台 関係 金屏風	1双	1,700円
	反射板	1式	1,700円
ザ	平台	1枚	200円
	演台	1台	940円
	司会者用演台	1台	530円
	ピアノ	1台	3,510円
	電動椅子	1式	3,510円

現行		改正後 (案)				
音響関係	電動椅子	(1式)	3,450円	照明装置	1式	3,510円
	照明装置	(1式)	3,450円	センターフロースポットライト	1台	1,170円
	センターフロースポットライト	(1台)	1,150円	拡声装置(大ホール)	1式	2,340円
	拡声装置(大ホール)	(1式)	2,300円	拡声装置(各室)	1式	1,170円
	拡声装置(各室)	(1式)	1,150円	拡声装置(移動式)	1台	1,050円
	拡声装置(移動式)	(1台)	1,030円	ワイヤレスマイク	1本	520円
	コンデンサーマイク	(1本)	200円	ダイナミックマイク	1本	100円
	ワイヤレスマイク	(1本)	510円	マイクスタンド	1本	100円
	ダイナミックマイク	(1本)	100円	スライド映写機	1式	1,170円
	マイクスタンド	(1本)	100円	オーバーヘッドプロジェクター	1式	940円
映像関係	16mm映写機	(1式)	1,670円	プロジェクター	1式	1,270円
	スライド映写機	(1式)	1,150円	スクリーン	1本	630円
	オーバーヘッドプロジェクター	(1式)	930円	ビデオテープレコーダー	1台	630円
	プロジェクター	(1式)	1,670円	DVDレコーダー	1台	630円
	スクリーン	(1本)	620円	展示用パネル	1枚	50円
	ビデオテープレコーダー	(1台)	620円	各室ピアノ	1台	1,170円
	DVDレコーダー	(1台)	620円	移動用スポットライト	1台	410円
	展示用パネル	(1枚)	50円	持ち込み機器	1KWh	200円
	各室ピアノ	(1台)	1,150円	市民プラザ(ふ)	1枚	10円
	その他					

現行		改正後（案）			
わくわく新庄係	移動用スポットライト	(1台)	410円		
	持ち込み機器	(1KW/h)	300円		
	舞台関係	多目的ホール舞台装置	(1式)	1,910円	
	音響関係	音響関係	拡声装置	(1式)	1,150円
		ワイヤレスマイク	(1本)	510円	
		ダイナミックマイク	(1本)	100円	
	映像関係	マイクスタンド	(1本)	100円	
		オーバーヘッドプロジェクター	(1式)	930円	
		プロジェクター	(1式)	1,670円	
		スクリーン	(1本)	620円	
その他	展示用パネル	(1枚)	50円		
<u>(備考)</u>					
1 使用料は、午前・午後・夜間の各1回とする。ただし、 展示用パネルについては、1日当たりとする。					
2 ピアノの調律料は別途とする。					
3 電動椅子の収容人員は、240名を超えてはならない。					
4 拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びマイクスタンド1本を含むものとする。					
5 16mm映写機、スライド映写機、オーバーヘッドプロジ					
らっと)		コピー機（カラーA4判以下）	1枚	50円	
		コピー機（カラーB4判以上）	1枚	80円	
		印刷機	製版1回	20円	
			100枚	100円	
		大判プリンタ（42cm幅）	1m	300円	
		大判プリンタ（61cm幅）	1m	410円	
		大判プリンタ（A2判）	1枚	300円	
		大判プリンタ（A1判）	1枚	410円	
		インクジェットプリンタ（A4判）	1枚	20円	
		インクジェットプリンタ（B4判）	1枚	40円	
		製本機（幅29cm未満）	1冊	20円	
		製本機（幅29cm以上）	1冊	40円	
		ラミネーター（A4判）	1枚	30円	
		ラミネーター（A3判）	1枚	50円	
		ロッカー（横30cm、高さ58cm、奥行55cm）	1台	200円	
		ロッカー（横30cm、高さ170cm）	1台	520円	

現行		改正後 (案)	
エクター、プロジェクターには、スクリーン1本を含むものとする。			
区分	使用器具	使用料	
新庄市民	コピー機(白黒)	(1枚) 10円	
	コピー機(カラーA4判以下)	(1枚) 50円	
プラザ	コピー機(カラーB4判以上)	(1枚) 80円	
	印刷機	(製版1回) 20円 (100枚) 100円	
	大判プリンタ(42cm幅)	(1m) 300円	
	大判プリンタ(61cm幅)	(1m) 410円	
	大判プリンタ(A2判)	(1枚) 300円	
	大判プリンタ(A1判)	(1枚) 410円	
	インクジェットプリンタ(A4判)	(1枚) 20円	
	インクジェットプリンタ(B4判)	(1枚) 40円	
	製本機(幅29cm未満)	(1冊) 20円	
	製本機(幅29cm以上)	(1冊) 40円	
	ラミネーター(A4判)	(1枚) 30円	
	ラミネーター(A3判)	(1枚) 50円	
	ロッカー	(1台) 200円	
	(横30cm、高さ58cm、奥行55cm)		
	ロッカー	(1台) 510円	

改正後 (案)			
	cm、奥行55cm)		
わくわく新庄	舞台関係	多目的ホール舞台装置	1式
	音響関係	拡声装置	1式
		ワイヤレスマイク	1本
		ダイナミックマイク	1本
		マイクスタンド	1本
	映像関係	オーバーヘッドプロジェクター	1式
		プロジェクター	1式
		スクリーン	1本
	その他	展示用パネル	1枚

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分1回当たりとする。ただし、展示用パネルについては、1日当たりとする。
- 2 電動椅子の収容人員は、240名を超えてはならない。
- 3 拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びマイクスタンド1本を含むものとする。
- 4 スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、プロジェクターには、スクリーン1本を含むものとする。

現行	改正後（案）
<p>(横30cm、高さ170cm、奥行55cm)</p>	<p>5 コピー機、大型プリンタ、インクジェットプリンタに</p>
<p>(備考)</p>	<p>は、印刷用紙を含み、両面印刷の場合は、片面を1枚とする。</p>
<p>1 コピー機、大型プリンタ、インクジェットプリンタに</p>	<p>6 印刷機の使用料は、100枚単位とし、それに満たない場</p>
<p>は、印刷用紙を含み、両面印刷の場合、片面を1枚とする。</p>	<p>合は切り上げとする。また、両面印刷の場合は、片面を1</p>
<p>2 印刷機の使用料は、100枚単位とし、それに満たない場</p>	<p>枚とする。</p>
<p>合は切り上げとする。また、両面印刷の場合、片面を1枚</p>	<p>7 大型プリンタの使用料は、1メートル単位とし、それに</p>
<p>とする。</p>	<p>満たない場合は切り上げとする。</p>
<p>3 大型プリンタの使用料は、1m単位とし、それに満たない</p>	<p>8 ロッカーの使用料は、1月当たりとする。</p>
<p>い場合は切り上げとする。</p>	
<p>4 ロッカーの使用料は、1ヶ月当たりとする。</p>	
<p>別記様式第1号 (略)</p>	<p>別記様式第1号 (略)</p>
<p>別記様式第2号 (略)</p>	<p>別記様式第2号 (略)</p>
<p>別記様式第3号 (略)</p>	<p>別記様式第3号 (略)</p>
<p>別記様式第4号 (略)</p>	<p>別記様式第4号 (略)</p>
<p>別記様式第5号 (略)</p>	<p>別記様式第5号 (略)</p>
<p>別記様式第6号 (略)</p>	<p>別記様式第6号 (略)</p>
<p>別記様式第7号 (略)</p>	<p>別記様式第7号 (略)</p>
<p>別記様式第8号 (略)</p>	<p>別記様式第8号 (略)</p>
<p>別記様式第9号 (略)</p>	<p>別記様式第9号 (略)</p>
<p>別記様式第10号 (略)</p>	<p>別記様式第10号 (略)</p>

議案第 49 号

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を次のように定める。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年教育委員会
規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 22 条の規定に基づき、条例」を削る。

第 9 条第 1 項中「6 カ月前」を「6 月前」に改める。

第 13 条中「付属設備」を「附属設備」に改め、「雪の里情報館設備等使用料」
を削る。

第 14 条中「第 13 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

第 17 条を削る。

第 18 条第 4 号中「寄付又は募金等」を「寄附、募金等」に改め、同条を
第 17 条とする。

第 19 条を第 18 条とする。

第 20 条中「付属設備又は展示品等を損傷、汚損又は」を「附属設備、展示品
等を損傷し、汚損し、又は」に改め、同条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条
とする。

第 22 条中「第 17 条及び第 20 条」を「及び第 19 条」に、「、第 16 条、
第 17 条中」を「及び第 16 条中」に、「第 19 条中」を「第 18 条中」に改め、
同条を第 21 条とし、第 23 条を第 22 条とする。

別表を次のように改める。

別表 雪の里情報館設備等使用料

区分	単位	使用料
拡声装置	1 式	1, 170 円
ワイヤレスマイク	1 本	520 円
ダイナミックマイク	1 本	100 円

マイクスタンド	1 本	1 0 0 円
プロジェクター	1 式	1 , 2 7 0 円
スクリーン	1 本	6 3 0 円

備考

- 1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分 1 回当たりとする。
 - 2 拡声装置には、ダイナミックマイク 1 本及びマイクスタンド 1 本を含むものとする。
 - 3 プロジェクターには、スクリーン 1 本を含むものとする。
- 別記様式第 1 号から別記様式第 1 0 号までを次のように改める。

別記様式第1号

受付番号

年 月 日

雪の里情報館使用許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用許可の申請します。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房料	設備等料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証号

許可番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用を許可します。

使用目的		利用人数	人
入場料等の有無		入場料等の内容	

使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
その他	<input type="checkbox"/> 物品の販売等 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 広告類の掲示 許可・不許可 <input type="checkbox"/> 寄附金の募集 許可・不許可		
合計金額	円	処理	確定金額 円
備考			領収証番号

受付番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用変更許可申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用変更を申請します。

変更理由	許可番号
------	------

変更前使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
変更後使用日	室名	使用時間	各使用料	室料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
変更前金額	円	処理	確定金額 円
変更後金額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額			円 領収証番号

許可番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用変更許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用変更を許可します。

変 更 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

変 更 前 使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 料	室 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
変 更 後 使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 使 用 料	室 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		~	円		円	円	円	円
年 月 日()		~	円		円	円	円	円

設備等使用料内訳	別紙 有 ・ 無		
変 更 前 金 額	円	処理	確定金額 円
変 更 後 金 額	円	処理	確定金額 円
還付・追加金額			円 領収証番号

受付番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用取消申請書

新庄市教育委員会教育長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用取消を申請します。

取 消 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 室 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		~	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円
年 月 日()		~	円	円	円	円	円

合 計 金 額	円	処理	確定金額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号	還付金額	円

許可番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用取消許可書

様

新庄市教育委員会教育長

次のとおり使用取消を許可します。

取 消 理 由		許可番号	
---------	--	------	--

使 用 日	室 名	使 用 時 間	各 室 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合 計 金 額	円	処理	確定金額	円
既 納 金 額	円	領 収 証 番 号	還付金額	円

受付番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用料減免申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名	
住所	
氏名	電話

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用目的		許可番号	
免除を受けようとする理由			

使用日	室名	使用時間	各室使用料	冷暖房使用料	設備等使用料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円

合計金額	円	減免	確定金額	円
備考			領収証番号	

通知番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用料減免決定通知書

様

新庄市長

次のとおり使用料の減免を決定しましたので、通知します。

使用目的		許可番号	
免除を受けようとする理由			

使用日	室名	使用時間	各使用料	室温料	冷暖房料	設備使用料	等料	加算額	計
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日()		～	円	円	円	円	円	円	円

合計金額	円	減免	円	確定金額	円
備考			領収証番	号	

受付番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用料還付申請書

新庄市長 宛

申請者

団体名

住所

氏名

電話

次のとおり使用料の還付を申請します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 号 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

通知番号

年 月 日

新庄市雪の里情報館使用料還付決定通知書

様

新庄市長

次のとおり使用料の還付について、決定しましたので通知します。

還 付 の 理 由	
-----------	--

許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	既 納 金 額	円
変 更 ・ 取 消 号 許 可 番 号	円	確 定 金 額	円	還 付 金 額	円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

雪の里情報館の設備等の使用料並びに必要な文言の整理について所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号。以下「<u>条例</u>」という。)第22条の規定に基づき、<u>条例の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第9条 条例第7条第1項の規定に基づく許可申請は、雪の里情報館使用許可申請書(別記様式第1号)により、使用開始日の<u>6カ月前</u>から3日前までに教育委員会に提出して行なわなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設備等の使用料)</p> <p>第13条 条例第12条の規定による<u>付属設備及び備品類</u>(以下「<u>設備等</u>」という。)の使用料は、別表<u>雪の里情報館設備等使用料</u>のとおりとする。</p> <p>(不足使用料等の徴収)</p> <p>第14条 使用許可内容の変更等により、既に納付した使用料に不足を生じたときは、<u>第13条第2項</u>の規定による雪の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号。以下「<u>条例</u>」という。)第<u>22条</u>の規定に基づき、<u>条例の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可申請)</p> <p>第9条 条例第7条第1項の規定に基づく許可申請は、雪の里情報館使用許可申請書(別記様式第1号)により、使用開始日の<u>6月前</u>から3日前までに教育委員会に提出して行なわなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設備等の使用料)</p> <p>第13条 条例第12条の規定による<u>附属設備及び備品類</u>(以下「<u>設備等</u>」という。)の使用料は、別表<u>雪の里情報館設備等使用料</u>のとおりとする。</p> <p>(不足使用料等の徴収)</p> <p>第14条 使用許可内容の変更等により、既に納付した使用料に不足を生じたときは、<u>第11条第2項</u>の規定による雪の</p>

現行	改正後（案）
<p>里情報館使用変更許可書の交付の際に、その不足分を徴収する。</p> <p><u>（冷暖房の使用期間）</u></p> <p><u>第17条</u> <u>冷暖房の使用期間は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、教育委員会が必要と認めたとときは、使用期間を変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 冷房期間</u> <u>7月1日から8月31日まで</u></p> <p><u>(2) 暖房期間</u> <u>10月15日から4月15日まで</u></p> <p><u>（遵守事項）</u></p> <p><u>第18条</u> <u>使用者及び入館者は、情報館の構内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 許可を受けずに物品の販売、金品の寄付又は募金等の行為をしないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p><u>（職員の立入）</u></p> <p><u>第19条</u> <u>(略)</u></p> <p><u>（破損等の届出）</u></p> <p><u>第20条</u> <u>情報館の施設、付属設備又は展示品等を損傷、汚損又は滅失した者は、直ちにその旨を教育委員会に届</u></p>	<p>里情報館使用変更許可書の交付の際に、その不足分を徴収する。</p> <p><u>〔削る〕</u></p> <p><u>（遵守事項）</u></p> <p><u>第17条</u> <u>使用者及び入館者は、情報館の構内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 許可を受けずに物品の販売、金品の寄附、募金等の行為をしないこと。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p><u>（職員の立入）</u></p> <p><u>第18条</u> <u>(略)</u></p> <p><u>（破損等の届出）</u></p> <p><u>第19条</u> <u>情報館の施設、附属設備、展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を教育委員会に届</u></p>

現行	改正後（案）																		
<p>け出なければならぬ。</p> <p>(資料の寄託)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(適用)</p> <p><u>第22条</u> 条例第22条の規定により、指定管理者が情報館の管理を行う場合の第3条、第9条から第12条まで、第16条、第17条及び<u>第20条</u>の規定の適用については、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にある職員)」と、<u>第19条中</u>「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にある職員)」と、<u>第17条中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者が管理を行う場合にある職員」と、<u>第16条中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者が管理を行う場合にある職員」ととする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>別表</p> <p>雪の里情報館設備等使用料</p> <table border="1" data-bbox="1203 1171 1370 2038"> <thead> <tr> <th>使用器具</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置</td> <td>(1式) 1,150円</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイク</td> <td>(1本) 510円</td> </tr> </tbody> </table>	使用器具	使用料	拡声装置	(1式) 1,150円	ワイヤレスマイク	(1本) 510円	<p>け出なければならぬ。</p> <p>(資料の寄託)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(適用)</p> <p><u>第21条</u> 条例第22条の規定により、指定管理者が情報館の管理を行う場合の第3条、第9条から第12条まで、第16条、及び<u>第19条</u>の規定の適用については、第3条中「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にある職員)」と、<u>第18条中</u>「職員」とあるのは「職員(指定管理者が管理を行う場合にある職員)」と、<u>第16条中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者が管理を行う場合にある職員」と、<u>第16条中</u>「教育委員会」とあるのは「指定管理者が管理を行う場合にある職員」ととする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>別表雪の里情報館設備等使用料</p> <table border="1" data-bbox="1150 248 1370 1099"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置</td> <td>1式</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイク</td> <td>1本</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイク</td> <td>1本</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	拡声装置	1式	1,170円	ワイヤレスマイク	1本	520円	ダイナミックマイク	1本	100円
使用器具	使用料																		
拡声装置	(1式) 1,150円																		
ワイヤレスマイク	(1本) 510円																		
区分	単位	使用料																	
拡声装置	1式	1,170円																	
ワイヤレスマイク	1本	520円																	
ダイナミックマイク	1本	100円																	

現行		改正後（案）	
ダイナミックマイク	(1本) 100円	マイクスタンド	1本 100円
マイクスタンド	(1本) 100円	プロジェクター	1式 1,270円
オーバーヘッドプロジェクター	(1台) 930円	スクリーン	1本 630円
プロジェクター	(1台) 1,670円		
スライド映写機	(1式) 930円		
カセット付きCDプレーヤー	(1台) 930円		
スクリーン	(1本) 620円		
(備考)			
1 使用料は、午前・午後・夜間の各1回とする。		1 使用料は、午前、午後、夜間の各時間区分1回当たりとする。	
2 拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びびマイクスタンド1本を含むものとする。		2 拡声装置には、ダイナミックマイク1本及びびマイクスタンド1本を含むものとする。	
3 オーバーヘッドプロジェクター、プロジェクター、スライド映写機には、スクリーン1本を含むものとする。		3 プロジェクターには、スクリーン1本を含むものとする。	
別記様式第1号 (略)		別記様式第1号 (略)	
別記様式第2号 (略)		別記様式第2号 (略)	
別記様式第3号 (略)		別記様式第3号 (略)	
別記様式第4号 (略)		別記様式第4号 (略)	
別記様式第5号 (略)		別記様式第5号 (略)	
別記様式第6号 (略)		別記様式第6号 (略)	
別記様式第7号 (略)		別記様式第7号 (略)	

現行	改正後 (案)
別記様式第8号 (略)	別記様式第8号 (略)
別記様式第9号 (略)	別記様式第9号 (略)
別記様式第10号 (略)	別記様式第10号 (略)

議案第50号

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則

新庄市体育施設等管理使用規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「及びステージ」を削り、同条第2項ただし書中「新庄市民スキー場附属施設」を「新庄市民スキー場附属施設」に改める。

第3条第3項第6号中「新庄市民スキー場附属施設の付帯設備」を「新庄市民スキー場附属施設の付帯設備」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「新庄市民スキー場附属施設」を「新庄市民スキー場附属施設」に改める。

第15条第4項を次のように改める。

4 体育施設等の附属設備等の使用料は、別表第1から別表第6までに定める額とする。

第15条第5項から第9項までを削る。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

別表第3中「市民球場付帯設備使用料」を「市民球場付帯設備使用料」に改め、同表温水シャワーの部中「300円」を「600円」に、「50円」を「100円」に改め、同表を別表第2とし、別表第4を別表第3とし、同表を次のように改める。

別表第3 山屋セミナーハウス冷暖房使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
冷房	研修室	520円	620円	520円	1,660円
	多目的ホール	720円	930円	720円	2,380円
暖房	研修室	620円	830円	620円	2,080円
	多目的ホール	930円	1,250円	930円	3,130円
	屋内運動場	角型赤外線暖房機 1台1時間につき300円			

別表第5中「市民スキー場附属施設の付帯設備使用料」を「市民スキー場附属

施設の附帯設備使用料」に、「50円」を「100円」に改め、同表を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

別表第7中「500円」を「510円」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第1から別表第6までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市体育施設等の附属設備等の使用料並びに必要な文言の整理について所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市体育施設等管理使用規則(昭和52年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(体育施設等の管理)</p> <p>第2条 この規則において「体育施設等」とは、次の各号に定める施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新庄市都市公園条例(昭和34年条例第15号)別表第2に掲げる有料公園施設(資料館及びステージを除く。)</p> <p>2 体育施設等の管理運営は、新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が掌理する。ただし、<u>新庄市民スキー場付属施設</u>の管理運営に係る事務は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定による協議に基づき、第14条に規定する使用期間に限り、新庄市農林課長に委任する。</u></p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる施設を個人使用しようとする者は、当該各号に掲げる利用券を購入しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新庄市民スキー場付属施設の付帯設備</u> 温水シャ</p>	<p>(体育施設等の管理)</p> <p>第2条 この規則において「体育施設等」とは、次の各号に定める施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新庄市都市公園条例(昭和34年条例第15号)別表第2に掲げる有料公園施設(資料館_____を除く。)</p> <p>2 体育施設等の管理運営は、新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が掌理する。ただし、<u>新庄市民スキー場付属施設</u>の管理運営に係る事務は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定による協議に基づき、第14条に規定する使用期間に限り、新庄市農林課長に委任する。</u></p> <p>(使用の手続き)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる施設を個人使用しようとする者は、当該各号に掲げる利用券を購入しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>新庄市民スキー場付属施設の付帯設備</u> 温水シャ</p>

現行	改正後（案）
<p>ワ－利用券（様式第11号） (7) (略) (新庄市民スキー場付属施設の使用期間等) 第14条 新庄市民スキー場付属施設の使用期間、休場日及び使用時間は、次のとおりとする。 (略) 2 (略) (使用料) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 新庄市体育館の暖房器具使用料は、別表第2に定める額とする。 5 新庄市民球場の付帯設備使用料は、別表第3に定める額とする。 6 新庄市山屋セミナーハウスの冷暖房使用料は、別表第4に定める額とする。 7 新庄市民スキー場付属施設の付帯設備使用料は、別表第5に定める額とする。 8 新庄市武道館の暖房使用料は、別表第6に定める額とする。</p>	<p>ワ－利用券（様式第11号） (7) (略) (新庄市民スキー場付属施設の使用期間等) 第14条 新庄市民スキー場付属施設の使用期間、休場日及び使用時間は、次のとおりとする。 (略) 2 (略) (使用料) 第15条 (略) 2・3 (略) 4 体育施設等の附属設備等の使用料は、別表第1から別表第6までに定める額とする。 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕</p>

現行		改正後（案）	
9 新庄市テニスコートの照明設備使用料は、別表第7に定める額とする。			
別表第1 削除			
別表第2 体育館暖房器具使用料 (略)			
別表第3 市民球場付帯設備使用料			
区分	単位	使用料	
スコアボード	1時間につき	370円	
放送設備	1時間につき	370円	
ピッチングマシン	1台1時間につき	370円	
温水シャワー	1室1時間につき	300円	
	1人1回につき	50円	
丸型赤外線暖房機	1台1時間につき	300円	
別表第4 山屋セミナーハウス冷暖房使用料			
区分	午前	午後	夜間
冷房	9時～12時	13時～17時	18時～21時
	510円	610円	510円
研修室	510円	610円	510円
多目的ホール	710円	920円	710円
			510円
			1,630円
			2,340円
別表第5 山屋セミナーハウス冷暖房使用料			
区分	午前	午後	夜間
冷房	9時～12時	13時～17時	18時～21時
	520円	620円	520円
研修室	520円	620円	520円
多目的ホール	720円	930円	720円
			520円
			1,660円
			2,380円
別表第6 市民球場付帯設備使用料 (略)			
別表第7 体育館暖房器具使用料 (略)			
別表第8 市民球場付帯設備使用料			
区分	単位	使用料	
スコアボード	1時間につき	370円	
放送設備	1時間につき	370円	
ピッチングマシン	1台1時間につき	370円	
温水シャワー	1室1時間につき	600円	
	1人1回につき	100円	
丸型赤外線暖房機	1台1時間につき	300円	

現行					改正後 (案)				
暖房	研修室	610円	820円	610円	2,040円				
	多目的ホール	920円	1,230円	920円	3,070円				
	屋内運動角型赤外線暖房機 1台1時間につき300円								
別表第5 市民スキー場付属施設の付帯設備使用料					別表第4 市民スキー場付属施設の付帯設備使用料				
区分	単位	使用料							
温水シャワー	1人1回につき	50円							
別表第6 武道館暖房使用料					別表第5 武道館暖房使用料				
(略)					(略)				
別表第7 テニスコート照明設備使用料					別表第6 テニスコート照明設備使用料				
区分	単位	使用料							
照明設備	1面1時間につき	500円							
区分	単位	使用料							
照明設備	1面1時間につき	510円							

議案第 5 1 号

新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について

新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準（平成 9 年教育委員会公告第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

題名を次のように改める。

新庄市民文化会館使用料の減免に関する基準

第 2 項第 1 号中「学校教育法」を「学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」に、

「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校 5 0 % の額

特別支援学校、高等学校、専修学校 3 0 % の額」を「5 0 % の額」に改め、同項第 2 号中「市立保育所及び児童センター等」を「保育所、児童センター等」に改める。

提案の理由

新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準について必要な文言の整理を図り所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準(平成9年教育委員会公告第3号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>新庄市民文化会館使用料の<u>免除</u>に関する基準</p> <p>新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第22号)第12条の規定による使用料の免除については、この基準による。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校等</p> <p>(1) 市内に所在する<u>学校教育法</u></p> <p>の規定に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校及び専修学校が行う文化事業で使用するときで、教育委員会が特に必要であると認めるとき。 _____</p> <p><u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校 50%の額</u></p> <p><u>特別支援学校、高等学校、専修学校 30%の額</u></p> <p>(2) <u>市立保育所及び児童センター等</u> _____が行う文化事業で使用するときで、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 50%の額</p>	<p>新庄市民文化会館使用料の<u>減免</u>に関する基準</p> <p>新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第22号)第12条の規定による使用料の免除については、この基準による。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校等</p> <p>(1) 市内に所在する<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u></p> <p>の規定に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校及び専修学校が行う文化事業で使用するときで、教育委員会が特に必要であると認めるとき。 <u>50%の額</u></p> <p>(2) <u>保育所、児童センター等</u> _____が行う文化事業で使用するときで、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 50%の額</p>

議案第 5 2 号

新庄市山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する 基準の一部改正について

新庄市山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準（平成 9 年教育委員会公告第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 項中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒、高等学校の生徒及び中等教育学校の生徒」を「小学生、中学生、高校生及びそれに準ずる者」に改め、第 2 項を次のように改める。

2 幼稚園、学校等の児童又は生徒の引率者が、教育活動として観覧するとき。

第 3 項中「市立保育所及び児童センター等」を「保育所、児童センター等」に改め、第 7 項及び第 8 項を次のように改める。

7 次に掲げる手帳等の交付を受けている者が観覧するとき。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 療育手帳
- (4) 障害福祉サービス受給者証
- (5) 特定疾病（指定難病）医療受給者証
- (6) 戦傷病者手帳
- (7) 被爆者健康手帳

8 老人福祉施設等を利用している者が当該施設等の行事等として観覧するとき。

提案の理由

新庄市山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準について必要な文言の整理を図り所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準(平成9年教育委員会公告第4号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館の管理及び使用に関する規則(昭和58年教育委員会規則第4号)第5条の規定による使用料のうち、<u>観覧に関する使用料については、この基準により全額を免除する。</u></p> <p>1 <u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒、高等学校の生徒及び中等教育学校の生徒が、学校教育活動及び課外学習を目的として観覧するとき。</u></p> <p>2 <u>学校教育法に基づき学校の児童及び生徒の引率者が、学校教育活動として観覧するとき。</u></p> <p>3 <u>市立保育所及び児童センター等の児童の引率者が、保育事業として観覧するとき。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 <u>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定により、手帳の交付を受けている心身障害者が観覧するとき。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館の管理及び使用に関する規則(昭和58年教育委員会規則第4号)第5条の規定による使用料のうち、<u>観覧に関する使用料については、この基準により全額を免除する。</u></p> <p>1 <u>小学生、中学生、高校生及びそれに準ずる者</u></p> <hr/> <p><u>が、学校教育活動及び課外学習を目的として観覧するとき。</u></p> <p>2 <u>幼稚園、学校等の児童又は生徒の引率者が、教育活動として観覧するとき。</u></p> <p>3 <u>保育所、児童センター等の児童の引率者が、保育事業として観覧するとき。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 <u>次に掲げる手帳等の交付を受けている者が観覧するとき。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者手帳</u></p> <p>(2) <u>精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p>(3) <u>療育手帳</u></p>

現行	改正後（案）
<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>8 老人福祉法に規定されている老人福祉施設（有料老人ホームを除く。）に入所している者が観覧するとき。</p> <p>9・10（略）</p>	<p>(4) <u>障害福祉サービス受給者証</u></p> <p>(5) <u>特定疾病（指定難病）医療受給者証</u></p> <p>(6) <u>戦傷病者手帳</u></p> <p>(7) <u>被爆者健康手帳</u></p> <p>8 老人福祉施設等を利用している者が当該施設等の行事等として観覧するとき。</p> <p>9・10（略）</p>

議案第 5 3 号

新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正について

新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準（平成元年教育委員会公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 項中「学校教育法」を「学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」に、「小中学生が個人使用するとき。 全額」を「個人使用するとき。」に改め、同項に次の各号を加える。

（ 1 ） 小中学生 全額

（ 2 ） 高校生及びこれに準ずる者 5 0 % の額

本則に次の 1 項を加える。

7 地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用するとき。 3 0 % の額

提案の理由

新庄市生涯学習センター使用料の免除に関する基準について所要の見直しと必要な文言の整理を行うため、提案するものである。

新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準(平成元年教育委員会公告第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成元年条例第31号)第12条の規定による使用料の減免については、この基準による。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市内に所在する<u>学校教育法</u>の<u>規定に基づく幼稚園、小学校、義務教育学校、高等学校及び専修学校で行う教育事業で、教育委員会が特に必要があると認めたととき。 50%の額</u></p> <p>6 多目的ホールを<u>小中学生が個人使用するとき。 全額</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成元年条例第31号)第12条の規定による使用料の減免については、この基準による。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市内に所在する<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>の<u>規定に基づく幼稚園、小学校、義務教育学校、高等学校及び専修学校で行う教育事業で、教育委員会が特に必要があると認めたととき。 50%の額</u></p> <p>6 多目的ホールを<u>個人使用するとき。</u></p> <p>(1) <u>小中学生 全額</u></p> <p>(2) <u>高校生及びこれに準ずる者 50%の額</u></p> <p>7 <u>地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用するとき。 30%の額</u></p>

議案第 5 4 号

新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準の一部改正について

新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準（平成 9 年教育委員会公告第 5 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 項中「学校教育法」を「学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」に改める。

本則に次の 1 項を加える。

7 地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用する時。 3 0 % の額

提案の理由

新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準について必要な文言の整理を図り所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準(平成9年教育委員会公告第5号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号)第13条の規定による使用料の減免については、この基準による。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市内に所在する<u>学校教育法</u>の規定に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校及び専修学校で行う教育事業で、教育委員会が特に必要があると認めたととき。 50%の額</p> <p>6 (略)</p> <p>[新設]</p>	<p>新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号)第13条の規定による使用料の減免については、この基準による。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市内に所在する<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>の規定に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校及び専修学校で行う教育事業で、教育委員会が特に必要があると認めたととき。 50%の額</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用するとき。 30%の額</u></p>

議案第 55 号

新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について

新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準（平成 6 年教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 項第 8 号中「市長」を「新庄市教育委員会」に改め、第 2 項第 2 号中「学校教育法」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

（4） 社会教育行政を推進する上で新庄市教育委員会が特に必要と認める社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業

第 2 項第 6 号中「市長」を「新庄市教育委員会」に改め、第 3 項に次の 1 号を加える。

（2） 社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業（前項第 4 号の事業を除く。）

提案の理由

新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準について必要な文言の整理を図り所要の見直しを行うため、提案するものである。

新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準(平成6年教育委員会告示第6号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準(平成3年7月1日教育委員会公告第2号)の全部を改正する。</p> <p>1 全額免除(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他<u>市長</u>が特に必要と認める事業</p> <p>2 50%減額(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に所在する<u>学校教育法</u>の規定に基づく幼稚園、高等学校及び専修学校が行う教育事業で、教育委員会が特に必要と認める事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>新庄市の社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業(山屋セミナーハウスの使用の場合に限る。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他<u>市長</u>が特に必要と認める事業</p> <p>3 30%減額(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準(平成3年7月1日教育委員会公告第2号)の全部を改正する。</p> <p>1 全額免除(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他<u>新庄市教育委員会</u>が特に必要と認める事業</p> <p>2 50%減額(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に所在する<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>の規定に基づく幼稚園、高等学校及び専修学校が行う教育事業で、教育委員会が特に必要と認める事業</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会教育行政を推進する上で新庄市教育委員会が特に必要と認める社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他<u>新庄市教育委員会</u>が特に必要と認める事業</p> <p>3 30%減額(山屋セミナーハウスの宿泊使用料を除く。)</p> <p>(1) (略)</p>

現行	改正後（案）
〔新設〕	<u>(2) 社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業(前項第4号の事業を除く。)</u>